

沿革

- 昭和 55 年 7 月 「全国少年補導員協議会協会」(任意団体) 設立
 平成 5 年 5 月 「社団法人全国少年補導員協会」 設立
 19 年 4 月 「社団法人全国少年警察ボランティア協会」に
 名称変更
 23 年 5 月 「公益社団法人全国少年警察ボランティア協会」
 に認定

組織

■会員

正会員 47 都道府県少年警察ボランティア協会等

賛助会員 39 企業・団体、1 個人(平成 26 年 6 月末現在)

■役員

会長	遠山 敦子	公益財団法人パナソニック教育財団 理事長
理事 長	山田 晋作	公益社団法人全国少年警察ボランティア 協会理事長 (元中国管区警察局長)
副理事長	瀧柳 嘉市	東京少年補導員連絡協議会会長
副理事長	持地 俊勝	(公社)福岡県少年警察ボランティア 協会会長
理事	本田 直治	北海道少年補導員連絡協議会会長
理事	尾形 憲二	宮城県少年補導員協会会長
理事	須藤 哲夫	埼玉県警察少年非行防止ボランティア 連絡協議会会長
理事	野々山密雄	愛知県少年補導員委員会連合会会長
理事	山口 裕基	大阪少年補導員連絡協議会会長
理事	多田 雄一	広島県少年補導員連絡協議会 連合会会長
理事	大熊 博行	香川県少年警察補導員連絡協議会会長
理事	野口 京子	文化学園大学現代文化学部教授
理事	梶谷 健二	関西大学大学院心理学研究科客員教授
理事	牧野カツコ	お茶の水女子大学名誉教授
理事	田中 法昌	(公財)全国防犯協会連合会専務理事 (元大阪府警察本部長)
監事	横山 裕行	長野県少年警察ボランティア協会会長
監事	田口 浩	千葉県少年警察ボランティア協議会 会長

寄付のお願い

寄付金を募集しています。金額の多寡にかかわらず、お受けし、公益目的事業に活用させていただきます。

当協会は、公益社団法人の認定を受けておりますので、当協会への寄付金には、特定公益増進法人としての税制上の優遇措置が適用され、所得税と法人税などの控除を受けられます。

なお、個人のみなさまからの寄付金は税額控除の対象となります。

下記までご連絡いただければ、寄付金申込書を送付させていただきます。

賛助会員の募集

当協会の行う少年の非行防止と健全育成のための活動及び国民の少年問題に関する意識の高揚に向けた活動に賛同され、特別の援助をしていただける法人、団体並びに個人を募集しております。

下記までご連絡いただければ、入会申込書を送付させていただきます。

なお、助成会費も税制上の優遇措置の適用を受けられます。個人のみなさまの賛助会費には税額控除の措置も受けられます。



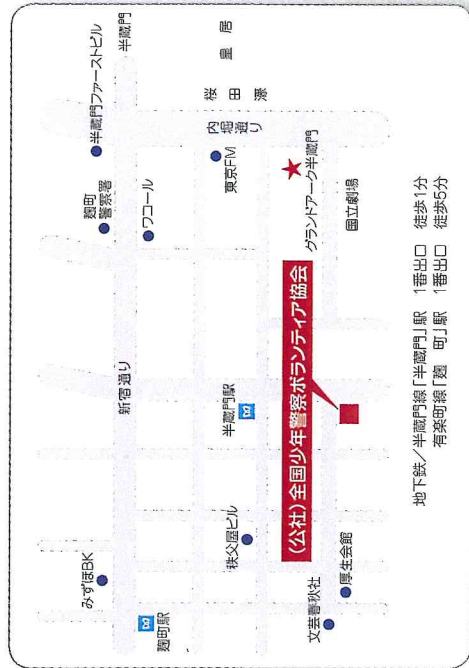
公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会

〒102-0093

東京都千代田区平河町1丁目8番2号 山京半蔵門バース303号

TEL : 03(3239)4970 FAX : 03(3556)1133

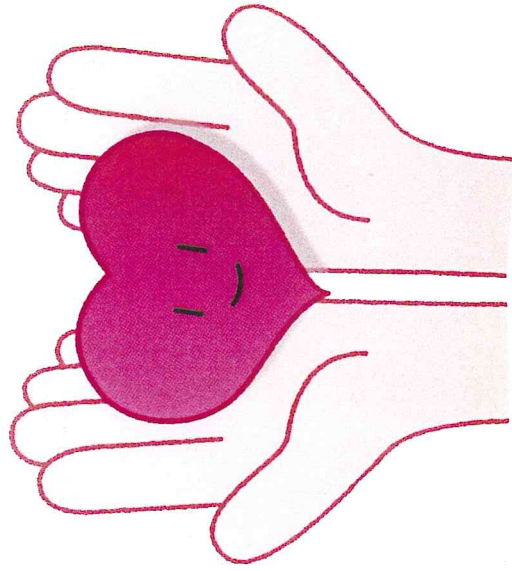
<http://zenshokyo.ecs.or.jp/>



地下鉄/半蔵門線「半蔵門」駅 1番出口 徒歩1分
 有楽町線「有楽町」駅 1番出口 徒歩5分

活動のご案内

もしのべる手のぬくもりを
 どの子にも



少年サポートくん

公益社団法人

全国少年警察ボランティア協会



ごあいさつ



公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会
会長 遠山 敦子

日本の将来を担う少年が明るく健やかに育つことは、国民すべての願いです。

しかし、少年に有害な情報の氾濫など、現代社会は少年を取り巻く環境が必ずしも適切なものばかりとはいええず、大人たちの中にも物質中心の価値観や、ともすれば無責任ともいえる社会的風潮が広がっております。そのため、他人を思いやる心が薄れがちとなり、家庭や地域社会の教育力も弱体化していることを憂慮いたします。

こうした状況の中、少年の非行を防止し、健全な育成を図るための活動を行うボランティアの役割は、これまで以上に重要なものとなっております。

とりわけ、少年警察ボランティアは、街頭補導、環境浄化、少年の居場所づくりを始め、地域に密着した活動のリーダーとして、また、安全で明るい社会を構築する核として、その活動がますます期待されています。

全国少年警察ボランティア協会は、少年の非行防止と健全育成を目的に結成されて以来、30年余の間、関係機関と連携しつつ、ご理解をいただいている団体、企業などのご支援を得て、全国レベルの事業を推進するとともに、日頃地域で活動を展開している少年警察ボランティアを支援するなど、広く活動を続けてまいりました。

そして平成23年5月には、不特定かつ多数の人々の利益の増進に寄与する公益目的事業を適正に実施し得る団体として、公益社団法人の認定をいただいておりますので、犯罪や非行のない安全で明るい社会づくりを目指し、いちだんと活動を進めてまいりたいと考えます。

当協会の活動にご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

事業内容

1 少年の健全育成・社会参加の促進

- ◆ **地域ふれあい活動の実施**
少年たちに、地域社会を知り、地域の人々とふれあうことを通して、連帯感やコミュニケーション能力をつけさせるよう、都道府県と協力して、地域で社会参加、社会体験の場をつくる。
- ◆ **農業体験を通じた立ち立ち直り支援活動の実施**
農作物等の栽培には、情操面での教育的効果、物事に継続的に取り組むことによる忍耐力等の向上、将来の就労に向けた意欲の向上等が期待できるので、少年にこれら作業に相当期間携わらせることで、その立ち直りを支援する。
- ◆ **ネット利用による少年サポート活動の実施**
サイバーボランティアがネット中をパトロールし、少年に有害な情報や危険な状態から保護し、不健全な行為を行うのを止めさせるなど、少年をサポートする。

2 少年の非行防止や健全育成に関する広報啓発等

- ◆ **少年問題シンポジウムの開催**
少年の非行防止や健全育成に関わる重要な問題をテーマに討議を行い、参加者の少年問題への認識を深め、一般社会へもアピールする。
- ◆ **小学生作文コンクールの共催**
コンクールに応募する小学生だけでなく、学校、家庭にも、犯罪、被害、防犯、安全等への認識を深めてもらう。
- ◆ **関係機関・団体が行う活動への協力**
青少年の非行防止・健全育成に関する関係各種活動に協力する。
- ◆ **広報啓発活動の実施**
非行や被害とそれらの防止を説いた小学生、中学生向けの「健全育成ハンドブック」作成頒布、少年問題討議を収録した「少年研究叢書」刊行頒布、機関紙「みちびき」発行、ホームページによる広報。



- ◆ **非行防止・健全育成に関する調査研究**
少年の非行防止・健全育成に関する調査研究を行う。



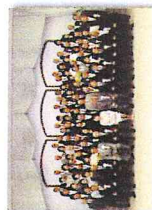
3 青少年の非行防止・健全育成に関する研修

- ◆ **地域カンファレンスの開催**
都道府県と協力して、地域ごとに、少年警察ボランティアに対して研修を行う。
- ◆ **少年警察学生ボランティア研修**
大学生の少年警察ボランティアに対して、合同研修を行う。
- ◆ **ニューリーダー研修**
都道府県の将来の少年警察ボランティアのリーダーとして期待される人たちにに対する合同研修を行う。



4 少年警察ボランティアに対する顕彰

- ◆ **青少年の非行防止・健全育成活動に多大の功労のあった少年警察ボランティアの個人及び団体に**対して表彰を行う。



◆ 少年警察ボランティアとは ◆

少年警察ボランティアとは、警察本部長等から委嘱された民間スタッフである、少年補導員、少年警察協助力員、少年指導委員等を総称するもので、地域における少年の非行防止や少年の保護を図るための活動の中心的な役割を担っています。

警察、学校、都道府県、市町村などと連携し、街頭補導や少年相談、少年の社会参加や居場所づくり、被害少年支援、広報啓発などの活動を行っています。

少年警察ボランティア活動に興味をもたれた方は、最寄りの警察署までご連絡ください。